

第一種フロン類充填回収業者『廃業』手続き案内

登録を受けた者が次の事項に該当した場合、**該当するに至った日から30日以内**に第一種フロン類充填回収業者廃業届出が必要となります。（＜＞内は届出をする者）

また、あわせて**廃止した日までの充填量・回収量についての報告**を行う必要があります。

- 個人の事業主が死亡した場合 ＜その相続人＞
- 法人が合併により消滅した場合 ＜その法人を代表する役員であった者＞
- 法人が破産により解散した場合 ＜その破産管財人＞
- 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 ＜その清算人＞
- 神奈川県内で第一種フロン類充填・回収業を廃止した場合
＜個人又は法人を代表する役員＞

- 個人の事業者が法人となった場合 ＜登録を受けた者＞

※ 引き続きフロン類の充填回収業を行う場合、法人としての新規の登録が必要になります。

- 吸収合併により、既存の第一種フロン類充填回収業者が消滅し、新規に充填回収業を行う事業者へ吸収される場合

＜既存の充填回収業登録を行っていた法人を代表する役員であった者＞

※ 吸収した事業者が、新規登録を行う必要があります。

1 廃業届出書提出先

申請書類は、**法人の場合は本店所在地を所管する、個人の場合は申請者の住所を所管する**次の県機関の窓口へ提出してください。電子申請サービス、郵送申請、窓口申請のいずれかで提出してください。

窓口申請の場合、来庁前に電話にて事前予約をお願いします。（事前予約をされていない場合、混雑状況によってはお待ちいただく場合があります。）

提出先の県機関名	所在地	電話番号	所管区域
神奈川県環境農政局環境部 環境課(大気・交通環境グループ)	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎4階	045-285-0854(直通)	横浜市、川崎市、神奈川県外 【登録番号が「神(気水)」の事業者】
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19(横須賀合同庁舎内)	046-823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町 【登録番号が「神(横セ)」の事業者】
県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1(厚木合同庁舎内)	046-224-1111(代)	相模原市、厚木市、大和市、 海老名市、座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村 【登録番号が「神(央セ)」の事業者】
湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒254-0054 平塚市中里50-1(平塚合同庁舎内)	0463-45-3150(代)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 【登録番号が「神(湘セ)」の事業者】
県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1(小田原合同庁舎内)	0465-32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、 大井町、松田町、山北町、開成町、 箱根町、真鶴町、湯河原町 【登録番号が「神(西セ)」の事業者】

※ 窓口対応時間は、午前9時から12時00分、午後1時00分から4時30分までです。（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く平日）

2 廃業の手続き

(1) 届出者の本人確認

様式の押印廃止に伴い、申請者の本人確認を次のとおり行います。

① 電子申請

電子申請サービスの利用者登録による本人確認とします。

② 郵送届出

こちらからご連絡し、届出の意思を確認させていただきます。

③ 窓口届出

法人の場合、来庁された方の社員証、名刺又は法人の印鑑証明書の提示をお願いします。
個人の場合、名刺、運転免許証又は印鑑証明書の提示をお願いします。

(2) 申請書類の提出

ア 電子申請サービスによる届出

次のURLから、電子申請システムにより下記イ①②を提出することができます。

(様式の記入方法については、別紙1、2の「記入例」を参照してください。)

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=13719



イ 郵送届出又は窓口届出

次に掲げる書類を作成し、正本1部を「1 廃業届出書提出先」へ提出してください。

※ 控えに受付印が必要な場合は、各自で控えをご用意の上、添付してください。

なお、郵送申請で控えが必要な場合は、控えを送付するための切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【第一種フロン類充填回収業者への廃業に必要な書類】

- ① 廃業届出書
- ② 充填量・回収量等報告書

様式については、県ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/furon/furon_toroku.html



① 廃業届出書

- 「第一種フロン類充填回収業者廃業届出書」県様式第4

※ 申請書の記入方法については、別紙1「記入例」を参照してください。

② 充填量・回収量等報告書

- 「第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書」様式第3（第52条関係）

※ 申請書の記入方法については、別紙2「記入例」を参照してください。

《記入例》

県様式第 4

第一種フロン類充填回収業者廃業届出書

廃業届提出日

令和 ● 年 12 月 15 日

神奈川県知事

殿

届出者 (郵便番号) **123-4567**
 住 所 **神奈川県横浜市中区日本大通1**
 氏 名 **株式会社 神奈川大水**
代表取締役 神奈川 一郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (045) 123 - 4567

第一種フロン類充填回収業を廃業したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、届け出ます。

登 録 番 号	神 (気水) 第 1 - 9999 号
第一種フロン類 充填回収業者の 氏名又は名称及 び住所	〒 123-4567 神奈川県横浜市中区日本大通1 株式会社 神奈川大水
廃 業 理 由	フロン類の充填・回収業務を行わなくなったため
届出者と回収 業者との関係	代表者

廃業理由・届出者と回収業者との関係も必ず記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3(第52条関係)

(記 入 例)

(令和 ● 年度)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和 ● 年 ● 月 ● 日

神奈川県知事 殿

【法人】本店所在地
【個人事業主】住民登録地

(郵便番号) 〒 231-8588

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

【法人】
上段:法人名
下段:代表者の氏名
【個人事業主】
上段:事業主個人名

株式会社 神奈川県

代表取締役 神奈川 一郎

電話番号 045-000-0000

機械で読み取りますので、枠内に楷書
ではっきりと記入して下さい。

登録番号 神(気水)第1- 12345 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

【記入にあたっての注意点】

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 年度における充填量及び回収量について報告することとし、原則として、次の数式となるようにすること。

CFC	②+③ = ④+⑤+⑥+⑦+⑧
HCFC	⑩+⑪ = ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
HFC	⑱+⑲ = ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔

- 3 第49条第2号に該当する場合(再生実験のための引渡)にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

【裏面の表にある「設置」「設置以外」「整備」「廃棄等」の意味】

設 置	第一種特定製品を 新規 に設置する際に配管等に 追加充填 する場合
設置以外	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に充填 する場合
整 備	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に回収 する場合
廃 棄 等	第一種特定製品の 廃棄や譲渡等の際に回収 する場合

【ご担当者様】

報告書の記載内容について、お問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所 属	サービス事業部		
氏 名	神奈川 次郎	日中連絡の取れる	090-0000-0000
		FAX番号	045-000-1111

【以下、報告事項】

法41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	0 台	1 台	1 台

(裏面へ)

<記入上の留意点2>を参照の上、台数を記入してください(該当なしの場合は「0」)。
フロン回収を行ったケースは**含まれない**のでご注意ください。

※裏面 HCFC欄のみ抜粋

HCFC (R22、R123、R141b、R142b等)						
※1 充 填	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した 第一種特定製品の台数	※2 0 台	1 台	3 台	3 台	3 台	4 台
⑨ 充填した量	0 kg	0 kg	15 kg	10 kg	15 kg	10 kg
※1 回 収	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	※2 整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した 第一種特定製品の台数	1 台	0 台	2 台	10 台	3 台	10 台
⑩ 回収した量	0 kg	0 kg	10.25 kg	25 kg	10.25 kg	25 kg
⑪ 年度当初に保管していた量(令和●年4月1日現在の保管量)	※4				10 kg	0 kg
⑫ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量	※4				0 kg	0 kg
⑬ フロン類破壊業者に引き渡した量	※3				15 kg	25 kg
⑭ 法第50条第1項ただし書きの規定により自ら再生し、充填したフロン類の量	※3				0 kg	0 kg
⑮ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量	※3				0 kg	0 kg
⑯ 年度末に保管していた量(令和●年3月31日現在の保管量)	※4				5.25 kg	0 kg

※1 記入欄は、「充填」欄と「回収」欄に分かれています。充填と回収を分けて記入してください。

※2 整備(修理)等にて、回収したフロン類を全量戻し充填した場合、台数は記入しますが、その分の回収量及び充填量は0となります。なお、追加充填がある場合は、充填量を記入してください。

(例) エアコン1台修理する際、5kgのフロンを回収し、修理後5kg全量を同一機器に戻し充填した場合、充填及び回収の台数1台、回収量及び充填量は0kgになります。

※3 「法第50条第1項ただし書きの規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」とは、自ら回収したフロン類について、分析機器を用いて正しく分析し、フロン類を適切に再生したうえで、自らが充填したものです。

回収したフロン類を、同一機器に戻し充填する場合を除き、適切な分析及び再生を行わないで、別の機器に充填する行為は認められていませんので、ご注意ください。

なお、「法第50条第1項ただし書きの規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」がある場合は、「充填」欄にも台数及び充填量を記入してください。神奈川県内で回収したもので、他の都道府県にて、この充填を行った場合であっても、神奈川県に充填量を報告してください。

※4 ⑩⑪の合計と⑫～⑯の合計は一致します。

※5 充填のために新規調達したフロン類を、充填せず保管している場合、⑩⑯の保管量には含めません。充填をしたときに、充填量として計上します。

※6 前年度に回収したフロン類を適切な分析及び再生をし、当年度に充填した場合は、「年度当初に保管していた量」「充填した量」「法第50条第1項ただし書きの規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」を記入してください。

記入誤りが多くなっています。必ず記入内容を確認してください。

<記入上の留意点1>

◎ 報告の対象期間及び対象物

廃業する年度の4月1日から廃業日までの間に、神奈川県内でフロン類を充填・回収した第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の台数及び充填・回収したフロン類の量を報告します。

また、この期間に充填作業及び回収作業を行っていない場合も、充填量及び回収量等が「0(ゼロ)」であることの報告が必要です。

◎ 充填した量及び回収した量又は作業した台数が「0」の場合について

記入漏れとの判別がつきませんので、空欄にせず、「0」と記載してください。

なお、機器の整備のためにフロン類を回収し、機器に全量戻し充填した場合は、台数のみを記載し、充填量及び回収量は0となります。(記入例裏面※2)

◎ 「第49条第1項に規定する者」について

第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める事業者であり、神奈川県と近接する都県の該当事業者は次のとおりです。(なお、神奈川県知事が認める事業者はありません。)

【神奈川県と近接する都県が認める「第49条第1項に規定する者」一覧】

都県名	事業者名
東京都	セイコー産業東京株式会社、ドクターホームズ株式会社、有限会社タカヤマ設備、株式会社コーワ、中京フロン株式会社
千葉県	千葉県冷凍空調設備協会
埼玉県	株式会社クリエイト、中野酸工株式会社、株式会社ワコー産業、株式会社環境総研、ダイキン工業株式会社、伊藤忠工業ガス株式会社
山梨県	一般社団法人山梨県冷凍空調設備保安協会

◎ 複数の事業所を登録している業者の方

事業所ごとの報告内容を合計し、取りまとめた上で報告してくださるようお願いします。

◎ フロン類の分類ごとに検算をしてください

記入した数字については、充填量及び回収量等に関する報告書の様式に記載されている「記入にあたっての注意点 2」のとおり、CFC、HCFC、HFCの種類ごとに検算をお願いします。

◎ 提出内容を保管してください

報告書については、こちらから内容確認をお願いすること等がありますので、必ず控え(コピー、電子ファイルなど)を取って保管してください。

<記入上の留意点2>

◎【報告事項】 について

法41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合(フロン回収を行った場合を除く。)には、確認証明書を交付するとともに、その写しを3年間保存する必要があります。(法第41条)

確認証明書の交付

- (1) 機器を廃棄する管理者から「フロン類が充填されていない」ことの確認を求められた場合(*)で、回収の基準に従って吸引してもフロン類が回収されない場合は、次に掲げる事項を記載した「確認証明書」を交付します。
(フロン類が回収された場合は、改めて回収依頼を受けて、引取証明書を交付する必要があります。)
 - ① 機器を廃棄する管理者の氏名又は名称、住所
 - ② 確認した機器の種類及び数
 - ③ 確認前の機器の所在
 - ④ 確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所、登録番号
 - ⑤ 交付年月日
 - ⑥ 確認した日
- (2) 交付した確認証明書の写しを、当該交付日から3年間保存します。
- (3) 次の事項を記録し、5年間保存します。
 - ① 確認した年月日
 - ② 当該確認を委託した管理者の氏名又は名称、住所
 - ③ 当該確認に係る機器の種類及び数
- (4) 都道府県知事への充填量・回収量等の報告に、確認した機器の種類ごとの台数を報告します。

(*) 不法投棄されて長期間経過して風化が進んだ機器、整備に際して回収のみを行い充填は行わずにその後廃棄が決まった機器など、フロン類が充填されていないことが明らかなケースが想定されます。